

シーニックバイウェイ北海道制度素案に対して寄せられた意見と それに対する考え方について

1. 意見募集の概要

募集期間：平成16年10月27日（水）～同年11月17日（水）
（22日間）

寄せられた意見の数：16通

2. 主な意見とそれに対する考え方

（1）制度の枠組みに関する意見

指定されたルートの実行を通じてわかった課題を踏まえて制度を改善していくシステムが必要。

ルート運営代表者会議及びルート運営行政連絡会議が推進協議会に対して定期的にそれぞれの取組状況を報告することとしており、報告内容を踏まえ、推進協議会において必要に応じ、制度の改善を図っていきたいと考えています。（その旨「北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会報告書」に記載いたします。）

組織ばかりが目立つ印象だが、地域の活動団体の情熱が、これらの組織を経ていく過程で薄れていく心配がある。シーニックバイウェイの取組が組織に縛られる可能性も考えられる。また、行政と地域の人々との間に上下関係を感じさせる。

本制度は、地域の方々の発案による計画を、関係行政機関・団体の間で共有化し、ルート運営が円滑に行われるよう組織体制を構築することを主眼として検討したものです。また、地域の方々同士の連携、情報の共有化も目指しており、こうした連携のための組織的枠組みを示すことが必要です。

ルート運営代表者会議とルート行政連絡会議との連携を図る前に、個々の活動団体と関係行政機関・団体との連携を重視すべき。

個々の活動団体と関係行政機関・団体との連携も重要です。ルート運営代表者会議とルート行政連絡会議とが連携することによって、ルート運営に関わるすべての活動団体、行政機関等がお互いの情報を共有することとなります。関係者がルート運営の全体像を把握している状態の中で、個々の活動団体と関係行政機関・団体との連携は一層効果が高まるものと考えられます。

活動団体が集まってルート運営代表者会議を設置し、その上でルート指定の提案をするのではなく、個々の活動団体が個別に提案し、それらを推進協議会でとりまとめて、ルートとしてのまとまりが認められる場所を推進協議会が指定して、その上でルート運営代表者会議を設置する手順にすべき。

本制度は、地域の方々の自発的主体的取組を極力尊重することを基本としており、活動団体相互の連携についても、行政主導でなく活動団体が主体的に行うことが望ましいと考えられます。なお、ルート運営代表者会議の設置に当たっては、開発建設部など地域の関係行政機関にご相談いただければ、アドバイス等の支援を行うこととしております。

(2) ルート指定の効果に関する意見

シーニックバイウェイルートに指定された結果どのような効果があるか明記すべきではないか。

ルート指定によって、地域の主体性の下、地域の方々と関係行政機関・団体が幅広く連携してルート運営を進めていくこととなります。ルート運営は地域での多様な活動が主たる原動力となるため、ルート指定の具体的な効果は様々な形をとって表れると考えられます。このため、制度素案においては一般的に想定される効果を記述してあります。なお、関係行政機関等により構成される推進協議会がルート指定することによって、地域の対外的認知度が上がり、観光・地域振興への効果も期待されます。

活動団体にとってどのようなメリット（整備効果、行政支援策など）があるのか具体的に示すことが必要。

本制度は、地域の方々の発案による計画を、関係行政機関・団体が連携して支援する仕組みです。これにより、関係機関・団体の各種支援を受けられると同時に、認定による知名度の向上、連携施策への参加による活動の拡大等が期待されます。

なお、本制度素案は、制度の基本的な骨格を明らかにするものです。そのため、制度素案そのものにおいては手続き面を中心に記述するとともに、一般的に想定される効果を記載しています。

(3) 行政の役割に関する意見

地域の方々がシーニックバイウェイに参加しやすくするため、行政（国、北海道、市町村）の役割について、それぞれの取組事業例を記述するなど、もう少し明確にしてはどうか。

本制度素案は、制度の基本的な骨格を明らかにするものです。そのため、制度素案そのものにおいては手続き面を中心に記述しました。これまでの試行を踏まえた行政の具体的な取組事例については、「北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会報告書」に記載されています。今後、制度の周知を図る際、推進協議会で行政の具体的な取組事例をパンフレット等によりあわせてお知らせするようにしたいと考えています。

ルート運営の改善（2.5.2）に関し、推進協議会がルート運営に対して支援を行う際の具体的な支援項目（例でもよい）を書いてほしい。

具体的な支援項目としては、例えばルート運営行政連絡会議に参加していない行政機関・団体への連携の働きかけが想定されます。制度素案の該当部分について、例示として書き加えることといたします。

ルート運営行政連絡会議の具体的な義務・行動指針を明記すべき。

本制度素案は、制度の基本的な骨格を明らかにするものです。2.5.1において自己点検及び報告の義務を定めています。具体的な運用方針については別途定めていきたいと考えています。

(4) 制度の効果的な推進に関する意見

シーニックバイウェイ北海道制度を具体的に推進していく事務局機能（全道レベルの推進協議会及び地域レベルの行政連絡会議）を記載できないか。

本制度は、道内の関係機関・団体が上下の別なく連携して推進していくことが必要です。その観点から、制度としては、敢えて事務局を明示していません。ただし、実際には、みちをきっかけとしていること、これまでの検討経緯等を踏まえ、北海道開発局及び開発建設部が事務局機

能を果たすこととなると考えています。

行政内部の連携のため、北海道の出先機関、市町村を一同に集めて会合を積み重ねることが必要。

地域の自治体や関係行政機関に対しては、説明会を開くなど制度の周知を図っていききたいと考えています。

ルートの審査や評価の過程で、ユーザー（地域住民、来訪者など）の声を反映させる仕組みがあるとよい。

ルート運営代表者会議がルート運営活動計画を提出する際、住民自治の代表としての市町村長の意見を添えて提出し、ルート審査の資料とすることとしています。

なお、ルート運営状況の評価に当たり、活動団体以外の地域住民や来訪者の声を反映させる仕組みについては、今後検討していききたいと考えています（その旨「北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会報告書」に記載いたします。）。

（５）活動団体への支援措置に関する意見

本制度の推進に係る運営資金の骨格を明記すべき。

本制度においては、多岐にわたる活動に対し、関係行政機関・団体が持っている制度等を広く活用することにより支援等を行うこととしており、活用の方法次第で様々な支援策が考えられることから、予算面は明示していません。

活動団体の相談者として、地域づくり、まちづくり、景観等の専門家を登録した人材バンクを設け、必要に応じ派遣してもらえらる制度が必要。

ご指摘のとおり、活動団体等へのアドバイザーは重要と認識しています。その具体的あり方について今後検討していききたいと考えています（その旨「北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会報告書」に記載いたします。）。

指定されたルート毎に、ルート・コーディネーターの役割を果たす者が必要であり、制度に盛り込むべき。

ご指摘のとおり、ルート・コーディネーター的役割は重要と認識しています。その具体的あり方について今後検討していききたいと考えていま

す（その旨「北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会報告書」に記載いたします。）。

活動団体が継続的に活動を進めていくために、優秀活動団体の表彰、団体毎のランク付けなどを行うことが必要。

ご指摘のとおり、活動団体の方々に対する精神的な側面支援は重要と認識しています。その具体的あり方について今後検討していきたいと考えています（その旨「北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会報告書」に記載いたします。）。

（６）モデルルート試行結果の制度への反映に関する意見

モデルルートにおける活動の成果は制度素案作成にどのように活かされたのか。

モデルルートの試行の成果をどのように制度設計に反映したかについては、「北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会報告書」の中で整理しています。

（７）その他

ルート指定に係る審査の観点に芸術性を明記してほしい。

芸術性は、基本的に地域資源のうちの「文化」に含まれるものと考えています。